

～新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ～

大治町議会議員一般選挙の投票用紙等の請求手続について

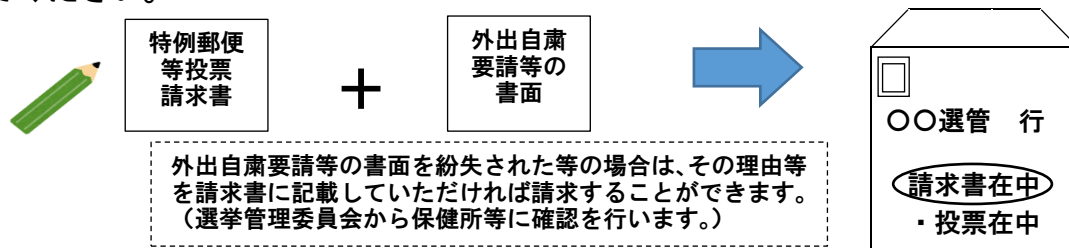
- ① 特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は、料金受取人払の宛名表示がされた封筒により郵送をお願いします。

※ 請求書及び料金受取人払の宛名表示は、点線で切り取り、市販の封筒に貼り付けて使用してください。

- ② 一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



- ③ 請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入してください。



- ④ 請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面にアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。

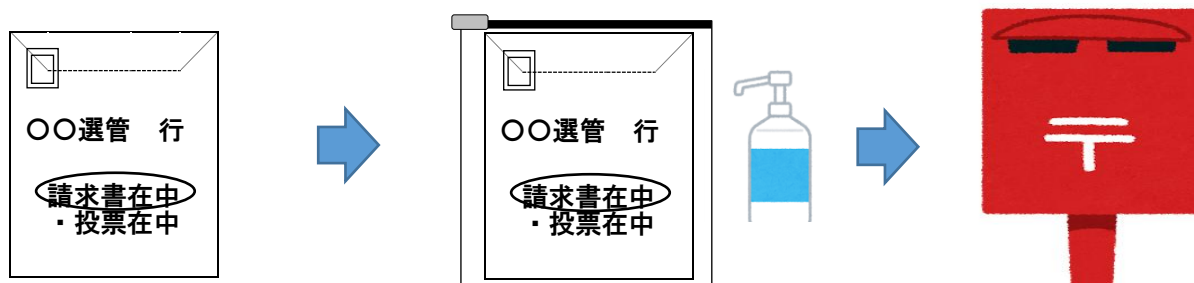
※ 消毒しやすいよう、透明のケース、袋等への封入にご協力をお願いします。ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難な場合は、自宅にある等名のケースや袋に入れ、テープ等にて密封し、表面を消毒してください。

- ⑤ 同居人、知人等（患者ではない方）に投函を依頼してください。

※ 同居している方へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください。投函する方は、忘れずに速やかに投函してください。

※ 同居している方等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用を（そのうえでできる限り、清潔な使い捨てのビニール手袋の着用も）お願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投函することは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています。上記感染防止対策にご協力をお願いします。（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）